

## 全天連4VOC放散適合表示登録制度について

(財)建材試験センターが主催する「建材からのVOC放散速度基準化研究会」において「建材からのVOC放散速度基準」(以下「VOC基準」という。)が、平成20年4月1日に制定され、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン(以下「4VOC」という。)の放散基準値が示されました。

VOC基準への適合については、VOC基準の解説の中で示されている通り、業界団体による運用が可能となっております。

そこで、関係する業界団体が、統一した認識の下でVOC基準の適合表示を行うため、「建材から放散するVOCの自主表示に関する検討会」を組織し、協議を重ね「建材からのVOC放散速度基準に関する表示制度運用に係わる基本的事項」(以下「基本的事項」という。)を制定したところです。

一方、木質建材の4VOC放散基準適合の証明・表示の適切かつ円滑な運用を図るため、これまでの木質建材に係る4VOCの放散に関する測定結果を整理して、VOC基準に適合する木質建材のリストの作成、証明の考え方を取り纏めた「木質建材からの4VOC証明・表示研究会報告書」(以下「報告書」という。)が、平成20年8月1日に公表されたところです。

当連合会としては、これらの基本的事項及び報告書に基づき、基準適合する木質建材に統一マークとして「4VOC基準適合」(商標登録申請中)と表示する、自主表示制度を実施することとしたものです。

この自主表示制度を適切かつ円滑な実施を図るため、「全天連4VOC放散適合表示登録規程」等を制定したものです。